

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	堺市立日置荘こども園	
運営法人名称	堺市	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	園長 山口 保美	
定員（利用人数）	137 名	
事業所所在地	〒 599-8112 大阪府堺市東区日置荘原寺町127	
電話番号	072 - 286 - 2884	
FAX番号	072 - 286 - 5612	
ホームページアドレス	http://s-genkids.com/hoikuka/user/hikiho/blog/showDetail.do	
電子メールアドレス	hikien@city.sakai.lg.jp	
事業開始年月日	昭和49年4月1日	
職員・従業員数※	正規 19 名	非正規 37 名
専門職員※	保育教諭 常勤 17名、非常勤 24名 調理員 常勤1名、非常勤7名 管理栄養士 常勤1名 看護師 非常勤2名 園医1名（嘱託） 園歯科医1名（嘱託） 園眼科医1名（嘱託） 園耳鼻科医1名（嘱託） 園薬剤師1名（嘱託）	
施設・設備の概要※	[居室] [設備等] 保育室6室（0歳児・1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児）、一時保育室（にこにこルーム）、遊戯室、会議室、調乳室、調理室、調理員室、事務室、保健室、乳児用・幼児用トイレ（3か所）、職員トイレ、多目的トイレ、園庭トイレ（1か所）	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【理念・基本方針】

- ①自分も友だちも大切に作る心の育成
- ②学びの芽の育成
- ③自分の可能性や能力の発揮

【教育・保育目標】

- ・愛されていると実感し、意欲的に生きていく力をもった子ども
- ・楽しく食べて、十分遊んで、ぐっすり眠る子ども
- ・人との関わりを楽しみ、自分も人も大事に思える子ども
- ・「みたい」「しりたい」「やってみたい」「なんでかな」と感じ、意欲的に生活し遊ぶ子ども
- ・豊かに感じ表現することを楽しめる子ども

【スローガン】

あそぶの大好き ともだち大好き 笑顔とともに育ちあおう

【施設・事業所の特徴的な取組】

① 7時30分から20時まで開園しています。18時30分から20時までは延長保育（有料）を実施しています。19時から20時の延長保育は夕食が有ります。

② ひとりひとりを大切に教育保育

- ・育児担当制を取り組み、保育教諭との温かいふれあいの中で愛着関係を育んだり、わくわくドキドキする遊びを通して「やってみよう」という意欲を育て、「友だちと一緒に楽しい！」という体験を大切に、人への信頼感を育む教育保育を実施しています。
- ・ひとりひとりの思いに寄り添い、受け止めながら、子どもたちが主体的にやってみたいという気持ちが育めるような取り組みをすすめています。
- ・特別支援や家庭支援が必要な園児の保育も行っています。家庭支援担当主任保育教諭を配置したり、特別支援対象園児・家庭支援対象園児ともに個別支援計画を立て、一人ひとりの発達やニーズに合わせたたいていねいな関わりをし、教育保育をすすめています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般社団法人ぱ・まる
大阪府認証番号	270052
評価実施期間	令和3年7月20日～令和4年2月28日
評価決定年月日	令和4年2月28日
評価調査者（役割）	26 （運営管理委員） 2002C003 （運営管理・専門職委員） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

個々の子どもの発達に応じた、生活習慣の習得に努められています。家庭での様子を職員間で共有しながら、家庭と連続した生活習慣の習得に配慮されています。一日の流れとしての生活習慣を意識しながらも、せかす事なく、自立を促し、成功体験と能動的な取組になるよう、努められています。年齢、発達に応じたコーナーをすることによって、子どもが自主的に選択し、行動できる環境作りに努められています。体を動かす機会を積極的に創出し、主体的に動けるよう、また、楽しみながら同時に協調性の育成にも繋がられるよう配慮されています。子ども自身が、やってみたい、おもしろいと思えるような教材や玩具の提供で能動的で主体的な行動が出来るよう取り組まれています。出来る喜び、成功体験によって、自主性の育成に繋がられています。

◆特に評価の高い点

【多職種による養育】

園の重点目標に掲げている『しなやかな強い身体をつくる』ために、様々な職種が連携し、食の面では素材を大切にしたいおいしい給食づくりや免疫力の向上にむけての取り組み、身体面で、毎日のアートヨガやリズムあそびなど、日々体幹を鍛えることを意識した生活づくりを行い、心を育てる担当制保育に取り組まれています。常に園全体として各職種が連携し、チームワークをもって園が大切にしている目標の実現に向けて取り組まれています。

◆改善を求められる点

【コロナ禍でも出来る事の拡充】

地域交流や地域への園機能開放等、積極的な交流が図られていましたが、コロナ禍の制限下において様々な制約の中、従前のような取組が困難な場面が増えています。コロナ禍でも出来る事、コロナ禍の中でも取り組めることを拡充し、形を変えてでも従前の素晴らしい取組に近づけることが出来るような取組内容の拡充がなされると、さらなる支援の質の向上に繋がれるかと思われます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審するにあたり、自分たちの実施している教育・保育を振り返り、確認する機会となりました。
いろいろな視点から評価をしていただいた中で、助言いただいた課題については全職員で共有、検討し、改善に向けて取り組んでいきたいと思えます。
特に教育・保育の発信につきましては、コロナ禍として2年目になるので、例年以上に求められていることであると実感しました。
今後も保護者や地域の方に頼られる存在になり、こども園としての役割を果たせるように全職員で力を合わせて取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	運営計画に含めて、職員並びにクラスに配布配置されており、必要に応じた確認や見直しが行われています。職員会議等で確認し、共有が図られています。保護者へは「入園のしおり」で配布されると共に、ホームページ等でも公表され周知がなされています。理念基本方針の保護者等への周知にあたり、単に文章で提供するのではなく、具現化に向けたイメージが伝わるような、伝え方の工夫をされると、よりわかりやすく、考え方が伝わりやすいかと思われま。	
		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	経営状況等は、毎月市から情報共有されています。市内の福祉動向は、市全体として様々な取組がなされており、必要な情報等は、園にも伝えられています。地域活動への参加で地域のニーズ把握に努められています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	市から示される情報に基づき、毎月の園長会議で共有、話し合いが行われ、ニーズや経費などの課題について、園内で取組可能なものについては、職員会議で共有し、課題の解決に向けた取組に繋がられています。	
		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	市の計画に基づき、地域の子育て支援の拠点としての機能が求められており、それに沿った園の運営がなされています。計画は、中間見直しも行われており、計画の実現に向けた取組がなされています。 市の事業であるため、中長期の収支に関する計画は確認できませんでした。	
Ⅰ-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	市の中長期計画、事業計画に沿った運営計画が策定されています。 市の事業であるため、中長期の収支に関する計画に基づく、収支の事業計画が策定されていないことにより、評価判断基準の定めによりb評価となります。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画は職員間で共有され、各委員会や職員会議で2~3ヶ月に1回評価見直しが行われています。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	年度当初の説明会で、周知がなされています。行事計画同様に、わかりやすく伝える工夫や、保護者の参加を促す取組が拡充されれば、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	<p>第三評価導入以前より学校評価制度を取り入れており、外部からの意見を基に、取り組む仕組みが導入されています。評価結果については、保護者にも配布され、公表されています。</p> <p>職員個々についても、自己評価を行い、年2回振り返る機会を持つ仕組みが確立されています。</p> <p>各年齢の実践について、保育活動記録の見える化を図り、活動を振り返る事で、保護者へもその取組を具体的に示し、質の向上に繋がられています。</p> <p>コロナ禍の制限下においてこども園関係者評価委員会の開催は困難ですが、こども園評価書は、公表され保護者にも配布されています。</p>	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	<p>評価結果の共有、検討が行われています。評価結果に基づく、分析や課題、それらに対する改善策の策定までを仕組みとして整理されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。あわせて、評価結果に対する改善策の実施状況や計画の見直しまで含めた仕組みの確立が望まれます。</p>	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	<p>職責、職務分掌、不在時、災害時、緊急時等について、明確に定められており、組織として機能する体制が確立されています。</p> <p>施設長の考えや責務について、保護者や地域に対して広く、わかりやすく伝える工夫や取組がなされると、保護者や地域とのさらなる信頼関係の構築にも繋がるかと思われます。</p>	

II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	公務員として、市の規定が適用され、法令遵守の姿勢が、共有されています。日々の支援と法令遵守との密接な関係性を意識した支援の提供がなされるような、積極的かつ継続的な取組がなされると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	職員の自己評価、園内公開保育など、定期的継続的に、保育の質の向上に繋がる取組がなされています。評価結果による課題の抽出などの取組がなされており、施設一丸となって、質の向上に繋がる取組が行われています。園内研修での公開保育や愛着関係についての学びの機会確保等、各年齢の実践について、保育活動記録の見える化を図り、活動を振り返る事で、保護者へもその取組を具体的に示し、質の向上に繋がられています。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	人員配置については、必要に応じて市へ要望をあげ、改善を図られています。働きやすい環境作りを心がけ、職員からの意見聴取も尊重した上で、ライフバランスに配慮した勤務体制の構築に努められています。施設内の課題等は、職員間で協議され、園のみで解決できない課題については、市へ要望があげられています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	市として、人材の確保育成に関する計画や規定等が整備されています。園内では、チームとして力を発揮できる人づくりが心がけられており、保育の質の向上と共に、働きやすい職場環境作りが行われています。市の事業である、潜在保育士の活用事業へも参加し、園としての社会的事業にも取り組まれています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	全ての職員は年3回または年2回の面談機会が確保されており、業務の目標や評価を行われ、各職員自らが目的意識を持った向上に努められる仕組みが形成されています。市として各職員の評価基準等が明確に定められており、職能や能力に応じた研修計画も立案されています。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	年に2回または3回の職員面談時に、意向や意見の把握に努められています。ワークライフバランスを考慮した勤務体系や、均等な有給休暇取得への調整等が行われています。園内ではチームワークを心がけた支援がなされており、職員間でチームワークが保たれるように配慮され、各部門でも定期的なミーティングが開催されるなど、働きやすい職場環境作りへの取組がなされています。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	職員一人一人に目標が設定され、半期で評価見直し、それを受けた、後期の目標設定がなされています。市の指標に基づいた、経験や職層に応じた目標への振り返りも年2回行われています。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	市の指標で、経験や職層に応じて身につけるべき姿が示されています。それらに応じた研修計画が策定されており、職員各自が目標達成のために取り組む仕組みが確立されています。園内での取組でも、公開保育による職員相互の評価によるスキルアップがなされ、また、保育の見える化の取組による、支援内容の振り返りや質の向上に繋がる評価が行われています。園長会等の場を活用し、教育・計画に対する評価見直しや、指標の改定等に繋がる取組が拡充されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員の経験や段階に応じた研修機会が確保されています。特に新規採用者には、支援の質の底上げを図るため、細やかな研修計画が策定されています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	地域社会への機能還元として、積極的に実習生の受入が行われています。派遣元の学校等とは密な連携がなされ、また、実習生には、日々の反省と振り返りをし、身につく実習の展開がなされています。受入の基礎となる、実習生受入マニュアルやプログラム策定の整備が望まれます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	園の取組や支援の内容について、毎月発信されています。発信された内容は、地域の方々誰もが見ることができ、施設活動のアピールの場となっています。苦情等は、第三者委員に報告されています。評価結果や苦情・相談等に基づく、取組や進捗状況等の公開が促進されると、より一層の透明性の確保に繋がるかと思われます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	市の施設として、事務等について市の規定が準用されています。監督部署の指導や監査が定期的に行われ、公立施設として規律的に運営されています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	市の施設として、地域貢献、地域交流が運営計画に明示され、様々な取組がなされています。学校や近隣園との交流や高齢者施設等との交流が図られています。コロナ禍の制限下において、従前通りの交流は困難でしたが、オンラインによる小学校との交流や、高齢施設との手紙による交流等、制限下でも可能な取組を実践されています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	公立施設として、ボランティアや学校教育との連携などが明示されています。就業体験や、学校教育へ社会体験の場としての交流受入がなされています。ボランティアに対するマニュアル、研修等の整備が望まれます。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	区の子育て支援課、保健センター、こども相談所との連携が図られており、必要に応じた協議や調整等がなされています。要保護児童対策協議会に参加されています。地域の事例検討会への参加が行われています。園として必要な、社会資源を整理体系化したリストや資料の作成が望まれます。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	育児教室・親子教室等の開催がなされています。コロナ禍の制限下において、開催に制限がありますが、園庭開放や砂場開放等、地域の母子に対する場の提供が行われており、解放時にはゆっくりすごしてもらえるスペース活用も行われています。育児講座には看護師や栄養士からの専門的な話題提供も実施されています。災害時の協定が策定されています。地域との役割分担の明確化や、福祉分野以外の地域活性化、まちづくりへの取組拡充が望まれます。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	地域の民生委員児童委員等も含めた情報交換や情報収集が行われています。地域で開催されるサークル支援には、職員が参加し、地域の子育て家庭や子どもたちとの交流、情報交換がなされるとともに、相談にも応じるなど、地域の子育て支援に積極的に取り組まれています。市の事業である自園で運営される様々な事業とも結びつけた、園独自の積極的取組がなされています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	「自分も友だちも大事に思えるよう人権を大切にすることを園の理念にかかげ、子どもを尊重した支援の考え方が、様々な場面に示されています。保護者への理解促進を図る、わかりやすい具体的な説明や図示等が拡充していくことで、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	プライバシー保護や権利擁護は、人権の一環として取り組まれています。人権主担者が研修等に参加、園に周知するなど、意識した支援の向上に努められています。プライバシー配慮を心がけた支援が乳幼児期から提供され、子どもたちにも意識した行動の動機付けに繋がる支援が提供されています。子どもや保護者に対し、より積極的な考え方の説明や取組などをわかりやすく伝える工夫をされると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	ホームページ等を活用した情報の提供がなされています。個別の問い合わせや見学にも丁寧に対応されています。園の様子がわかりやすい動画が作成されており、フォトニュースと共に、伝わりやすい工夫がなされています。保育体験も活用し、実際の園での生活の流れや過ごし方も伝わりやすいよう努められています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	パワーポイントによる資料や入園のしおりでわかりやすく説明され。開始時には同意が取られています。継続時並びに計画の変更等について、保護者の意向を聴取し、それに沿った計画の立案がなされ、同意を得る仕組みづくりの拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	園児原簿の記録によって、園児の様子が記録されており、それらを提供する事によって保育の継続性が可能です。引き継ぎや書式等、連絡連携様式の整備拡充、利用終了後の相談体制等の明示が望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	保護者との日々のやりとりや接する機会には、満足度の把握を意識した対応を心がけるように努められています。コロナ禍で従前よりも保護者と接する機会が減少していますので、保護者の意向を把握できる機会を増やすなど、補う仕組みづくりが求められます。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決に対する仕組みや第三者委員の関与等は適切に行われています。あげられた苦情については、適切に処理され、結果のフィードバックや質の向上に関わる取組に結びつけられています。申しやすい工夫や、苦情をくみ上げやすい仕組みづくりの整備、解決内容の公表等、より透明性の高い対応が拡充していくことで、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	申出があった相談や意見については、適切に対応されています。また必要に応じ、時間を取って話し合いを行うなどの対応がなされています。苦情・相談・意見を総合的に収集し、処理していく仕組みづくりの拡充がなされることで、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	相談や意見は、報告され、職員間で、対応の検討や情報の共有が行われています。返答や対応に時間が必要な場合等は、その旨伝えられています。定期的ならびに積極的に相談や意見等を収集できる、仕組みの工夫が望まれます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	年5回開催される、リスクマネジメント委員会で、事例の振り返りや、緊急時災害時の対応等について検証されています。委員会では、季節毎の行事や活動、日々の保育でのリスクマネジメント、災害訓練、安全点検等について話し合われ、リスクマップも作成され共有されています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	看護師を委員長とする保健委員会が設置されており、感染症に対する対策や情報の共有、確認が行われています。市からの情報を基に、現在必要な対策や留意点などの共有、実施が行われています。必要な園内研修も都度行われています。代表的な感染症毎のマニュアルも整備されています。日常の基礎的な感染症対策あるいは衛生管理マニュアルの拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害時等の対応体制が定められており、食料やオムツ等の備蓄が用意されています。園外や保育教育時間外での、安否確認や安全確保等に関する体制・仕組みの拡充や、地域と協働した災害時等の協力体制の確認および訓練実施、災害等発生時等緊急事態における事業継続計画（Business Continuity Planning）の策定拡充、等が望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	標準的な支援に関するマニュアル、フローチャート等が作成されています。支援の場では実践を心がけられていますが、プライバシー保護・権利擁護として明文化され、より確実に意識される記載の拡充が望まれます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	ブロック単位等での課題抽出が行われ、必要性がある場合は、随時改定されています。随時のみに留まらず、標準的な実施方法について、定期的な検証・見直しの仕組みづくりの拡充が求められます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	アセスメントは、関係職員の合議で確立されています。特に配慮が必要な子どもについては、保護者、看護師と連携を取った計画の策定がなされています。子どもと保護者の具体的なニーズの把握や、それらを反映した指導計画の策定、個別支援計画の策定に繋がれると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	3歳未満児については、保育教育の実施状況を振り返り、評価が行われています。個別の指導計画・支援計画の策定、評価、見直し、等の仕組みづくりの拡充が行われると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	発達状況等は、統一の様式によって記録されています。年齢会議や職員会議等で、情報の共有が図られています。実施状況の記録の基礎となる、個別計画と目標に対する記録の整備拡充がなされると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	市としての研修体制があり、職員の意識付けがなされています。漏洩に対する対応、市条例に基づく記録の整備、保護者に対するわかりやすい個人情報取扱に関する情報の提供等の拡充が望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	全体的な計画は、市の中長期計画に基づき、市担当部署で作成されており、それらに沿った具体的な計画が、園の地域事情や利用者状況に合わせた形で、園内にて作成されています。園長会等を活用した、全体としての定期的な評価等の取組拡充が望まれます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	保育室の過ごしやすい環境作りに配慮され、温度、湿度の管理、什器備品等の安全・衛生管理に努められています。遊びに応じた場の提供を心がけ、一人一人の居場所や、落ち着いてすごせるスペースの確保に配慮されています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	応答的な関わりを大切にし、肯定的な言葉遣いや、子どもに言葉を手渡すことを心がけられています。個々の発達状況にあわせ、表情や仕草等から、表出される子どもの気持ちを大切にされています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	個々の子どもの発達に応じた、生活習慣の習得に努められています。家庭での様子を職員間で共有しながら、家庭と連続した生活習慣の習得に配慮されています。一日の流れとしての生活習慣を意識しながらも、せかす事なく、自立を促し、成功体験と能動的な取組になるよう、努められています。また、必要な生活習慣の、意味や理由も伝え、自らが行う必要性も意識できるよう心がけられています。生活の場と遊びの場を分けることによって、切替が出来る環境作りが行われています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	年齢、発達に応じたコーナーを作ることによって、子どもが自主的に選択し、行動できる環境作りに努められています。体を動かす機会を積極的に創出し、主体的に動けるよう、また、楽しみながら同時に協調性の育成にも繋がられるよう配慮されています。子ども自身が、やってみたい、おもしろいと思えるような教材や玩具の提供で能動的で主体的な行動が出来るよう取り組まれています。出来る喜び、成功体験によって、自主性の育成に繋がられています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	愛着の育成と関係性の構築に配慮した支援の提供に努められています。0歳だからわからないではなく、一つ一つの動作にも声かけを行い、受け止めた思いは言葉にして返す等、温かく応答的な関わりを心がけられています。保護者とのコミュニケーションも大切にし、過程と連続性のある保育となるよう配慮されています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

(コメント)	個々の子どもの発達発育状況に応じた、保育の提供を心がけられています。自分で出来る、自分がやりたいという気持ちを尊重し、子どもの主体性、成功体験の積み重ねが意識されています。保護者との連携を密にし、生活習慣の習得や出来る事の拡充に努められています。個々の子どもが自発的に活動できるよう配慮されています。また、思いを代弁し、友達との関わりの仲立ちによって、協調性の育成にも繋がられています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	異年齢保育の中で、社会性、協調性を育むと共に、当番制の採用によって、子どもが自らの役割を意識し育めるよう努められています。年齢毎の年間指導計画を作成し、それに沿った支援の提供が行われています。子どもの不安を取り除く、疲れを癒やすことに留意した保育の提供に取り組まれています。達成感を得る事によって肯定感を育み、養護と教育の一体的な提供に繋がるよう留意されています。日々の子どもの様子や発達の状況等について、より細やかな情報提供や、保護者への伝える工夫が拡充されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	市として力を入れて取り組んでいる部分であり、集団の一人という他児との繋がりを深めていける支援の提供に努められています。年に3回特別支援担当の職員が巡回し園児の姿を観察して関わり方のアドバイスを受けています。保護者との密な協力と情報共有で、信頼関係の構築に努められています。保護者全体に対する、何らかの支援や配慮が必要な子どもに対する理解の促進や、配慮の必要性の啓発を推進し、明確に障がいと判定されていない子どもたちに対する、支援や理解の拡充がなされると、さらなる支援の向上に繋がるかと思われます。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	朝夕にはゆったりと過ごせるよう、部屋の割り当て等に配慮されています。引継ノートにより、当日の様子経過を職員間で共有されています。気分転換となる場の確保や、ゆっくり過ごせる環境の提供に努められています。必用に応じた温かな夕食の提供も行われています。コロナ禍の様々な制限下、保護者にもストレスや不安が生じやすいので、普段以上のより細やかな情報提供や、保護者と接する時間が減少している部分を補い、より安心を提供できる体制の構築が望まれます。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	就学に向けた、教育や生活習慣の形成を心がけた支援が行われています。話を聞く姿勢の形成や、グループワークによる他児との関わり、学習への興味付け等、自ら学んでいくための基礎的な部分を習得できるように取り組まれています。コロナ禍の制限下において、従前通りの実施は困難ですが、小学校との交流や、小学校教諭の来園、学校長教頭と保護者の面談機会確保等が行われています。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	年間保健計画が策定されており、年6回行われる保健委員会で状況確認や研修等が行われています。看護師や主任による園内研修が行われています。園内での体調変化やケガ等は、看護師が対応し、必用に応じた処置や受診に繋げる等の対応がなされています。2~5歳児に対し、看護師による歯磨き指導を年齢に応じた内容で実施されています。	

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
<p>(コメント) 健診前に看護師からわかりやすい工夫を考慮された説明がなされています。子どもたちに健診の必要性や受け方を伝える事によって、安心して受診できるよう配慮されています。健診の結果、毎月の身体測定結果は、保護者へも伝えられています。健診結果に基づく計画等への反映と、家庭での生活に活かされるような健診結果のフィードバックの仕組みが形成されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。</p>	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>(コメント) 日々のチェック体制や確認など、アレルギーの混入に対し、二重チェックなどによって、ミスが生じにくい取組がなされています。除去するものは、保護者のチェックも行われ、保護者と連携した取組がなされています。市指定の医師の意見書を活用することによって、アレルギーの状態等が、より適切にわかりやすく把握できる仕組みになっています。保護者に対するアレルギーや慢性疾患に対する理解促進の拡充、食事の提供等において他児との相違に配慮した取組が推進されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。</p>	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>(コメント) 食べる事が苦痛とならないよう、子どもの接種量や嗜好に配慮した提供量の調整等が行われています。菜園活動を通じ、食材を育て触れる機会にもなっており、自分たちが育てた野菜を、自分たちが食べる事による楽しみ、食への理解促進へと繋がられています。また、当日の使われている食材を紹介することによって、食や食材、料理への興味へと繋がっていくように努められています。厨房がガラス張り、調理の様子が子どもたちから見えるため、作っている様子を楽しめるようになっています。</p>	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>(コメント) 旬の野菜や行事食を取り入れ、季節感を感じることが出来るよう配慮されています。地場産の食材や国産食材を積極的に利用されています。喫食状況は給食日誌に記録され、調理担当者で共有されています。年6回食育委員会が開催されており、食育について検討されています。</p>	

評価結果

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p>(コメント) クラス便りやフォトニュースによる情報提供が行われています。送迎時の会話を通じて、信頼関係の構築に努められています。コロナ禍の様々な制限下で、保護者が入手できる情報に制限が発生しているため、特に3歳児以上では、普段以上のより細やかな情報提供の工夫や、保育の意図を伝える取組の拡充、情報交換の拡充が望まれます。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	保護者が悩み等を抱えていないか等、常に配慮し、気になる保護者については、声かけから時間を取るなど、相談しやすい雰囲気作りに努められています。保護者からの相談には、必要に応じて他職種等の連携にも繋げるなど、適切な支援の提供に努められています。コロナ禍の制限下において、コミュニケーション手段にも制限が発生していますので、従前以上の、変化や違和感を把握するための工夫拡充が望まれます。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	登園時や子どもとの会話の中で、普段と変わったことがないか等に留意されています。着替え時には、怪我やあざの確認を行い、不自然だったり、不明な怪我やあざがないか、意識した支援が行われています。状況に応じた、担当する行政機関との連携できる体制が整えられています。

	評価結果
--	-------------

A-3 保育の質の向上	
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	年2回、振り返りの自己評価が行われています。毎月のクラス会議でも、評価反省に取り組まれています。園内で実施する公開保育で、職員間相互評価による保育実践の振り返りが行われています。保育の見える化によって内容を見直すことで、課題の抽出や情報の共有につながっています。

	評価結果
--	-------------

A-4 子どもの発達・生活援助	
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助	
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	人権研修、職員会議等で、不適切な対応に繋がらないよう努められています。言葉遣いに対しても職員会議で話し合われています。園長、副園長、主任が、現場に入り、不適切事案に繋がる可能性となる言動の把握に努められています。

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

コロナ禍の制限下において、感染症対策への配慮から、こどもへの聞き取り調査は未実施。

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	全ての保護者等
調査対象者数	回収数 52 人
調査方法	全ての保護者等に、アンケート用紙と返信用封筒を配布。返信用封筒は、切手不要の料金受取人払いで、評価機関宛直接返送されるものである。

利用者への聞き取り等の結果（概要）

アンケートの設問は、大阪府参考様式の項目を基に、配布実施しました。

【回答内容より推測される傾向】

- ・選択肢回答より、保護者等と職員のコミュニケーションは、概ね良好と思われます。
- ・コロナ禍の制限下において様々な制約がある中、従前であれば感じ取れていたり伝わっていたことが情報不足と感じ、保護者等としては情報量が足りないと感じている方がいらっしゃいました。

【利用者自由記述内容抜粋】

- ・他年齢と遊べる。 ・遊びを通して成功体験を持たせてくれる。
- ・係などで責任を持たせようとしてくれる。 ・活動内容の写真を提示してくれる。
- ・園の先生のほとんどが名前を覚えてくれている。 ・子どもの性格をよく把握している。
- ・たくさんの食材を使い手の込んだ給食でうれしい。 ・先生に相談しやすい。
- ・園児たちがにこにこしている。 ・先生が子どもによく声かけをしてくれる。
- ・しっかり子どもを叱ってくれる。 ・いろいろな体験をさせてもらえる。
- ・子ども同士のトラブルで両方の話をしっかり聞いてくれる。
- ・子どもたちが自分で育てた野菜等を食べることが出来る。 ・おやつが手作り。
- ・無理強いさせず一人一人に寄り添う保育を心がけられている。

【総括】

- ・自由記述の内容から、園として力を入れている部分、大切にしている部分が、保護者等にも感じ取られているかと思われます。
- ・コロナ禍の制限下において様々な制約の中、特別なことではなく、ごく日常の様子や出来事の情報提供拡充を望む保護者等の声を踏まえ、コロナ禍でも出来る事の拡充を留意して頂きたいです。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等